

戦前の国際石油産業の構造と運営*

廿日出 芳郎

〔要旨〕

国際石油市場を数量と価格の両面からコントロールする試みは、1928年に三大 Majors、すなわち British Petroleum (時当 Anglo Persian), Royal Dutch Shell, および Exxon (当時 Standard Oil Company of New Jersey) の3社がカルテル協定を結ぶことによって開始された。

Achnacarry 協定または“現状維持”協定として知られる、このカルテル協定は第二次大戦前の国際石油産業の構造を形成する上で基本的な枠組を与えるものであった。すなわち、国際市場をコントロールするための機構は、Achnacarry 協定で定められた方針に従って、次第に整備されたのである。

本稿は国際石油市場をコントロールするための基本構造について検討している。まず価格面では、世界共通の pricing 方式を確立した。それは米国のメキシコ湾岸における建値を基準にして決めるものであり、同時にそれはカルテルメンバーとアウトサイダーとの間の差別価格を生み出すものであった。他方数量面では Majors 間のシェア固定をはかりつつ過剰供給を避けることに眼目がおかれた。これらの市場管理のために共同管理団体 (Pool Association) が設けられ、その活動の中心はロンドンとニューヨークであった。

このような三大 Majors を中心とする市場管理システムは、反トラスト法のためカルテル協定の適用外におかれた米国内の原油生産の統制および中東その他地域での原油資源の共同支配と相まって、第二次大戦前にほぼ完成の域に達したばかりでなく、大戦後の国際石油産業における再編を経て新しい形で存続することになった。

はしがき

1. 戦前カルテル成立の背景
 - 1.1 “門戸開放”政策
 - 1.2 供給不足から供給過剰へ
 - 1.3 “赤線”協定
2. 国際石油カルテルの原型としての“現状維持”協定

はしがき

国際石油産業の三大企業は1928年に世界石油市場を安定させるための取り決めを初めて結んだ。Achnacarry 協定、あるいは“現状維持”

2.1 協定の成立

2.2 国際石油市場管理の原理

2.3 米国石油輸出の統制

3. 戦前カルテルの展開

3.1 石油生産統制への努力

3.2 製品市場を中心とした戦前カルテルの展開

協定として知られるこの取り決めは、British Petroleum Company (以下 BP と略す; 当時は Anglo Persian Oil Company), Royal

* 当所内部資料「国際石油産業の政治経済構造とその展開」第1部第I章に加筆したものである。

Dutch/Shell（以下 Shell）および Exxon Corporation（当時は Standard Oil Company of New Jersey）の3社の合意によって成立した。

Achnacarry 協定は、3大 Majors の主導の下に、国際石油産業の新しい秩序をつくることにより過当競争を根源から断つことを目的とし、そのために“共同管理団体（Pool Association）”とよばれるカルテル組織を設け、これを通じて数量と価格の両面から市場統制を行なうことを取り決めたものであった。国際石油市場をその統制下に組織化するための Majors の活動は、1928年のこの協定成立によって、その第一歩を踏み出した。その活動は製品市場を中心に展開しながら、遂には世界的規模の市場支配システムを完成させることに成功した。

この戦前の国際石油カルテルは全世界を支配する巨大な機構をもっていたとはいえ、3大 Majors を中心に構成され、Achnacarry 協定という包括的カルテル協定によって組織され運営されていたので、関連資料が公開された現在、その構造は比較的理 解しやすいものになった。

戦前に築かれた国際カルテル組織は、戦後も新しい諸条件に適応して姿を変えて存続した。そしてそのカルテル組織が戦後のより複雑化した国際石油産業の運営を引き続き担ってきた事実は、しばしば見落されている重要な点である。

たしかに戦後の国際石油カルテルは、戦前とそれとは異なってきており世界の主要な原油資源を共同所有することを基礎に、市場統制をより効率的に行なうことが可能になった。さらにその機能も戦前にくらべて多元化している。例えば、戦後カルテルの運営は、ヨーロッパ復興援助に始まる米国の戦後対外政策と密接な関わりを持ち、この要因を無視して戦後石油産業を

論じることはできない。さらに1970年代に入って、国際石油産業は、産油諸国を新らたな主役として迎えることを契機にして、第二次大戦後はじめての大きな変動を経験しつつある。

このように一面では政治的にますます複雑化しながらも、他面では依然として Majors を中心に運営されている今日の国際石油産業の構造を理解する上で、国際石油カルテルを戦前の成立時代に遡って検討することは有益であると思われる。そうすることによって初めて世界の石油市場支配の構造を、最も単純かつ基本的な形で示すことができるのであって、われわれが戦前の国際石油カルテルの構造を論じることから始めるのは、このような問題意識からである。

1 戦前カルテル成立の背景

1.1 “門戸開放”政策

1920年代初頭の米国では石油不足についての不安が、市民の間に広まっていた。それは第一次大戦中の供給不足の体験と、将来の国内石油資源の潤渴を予測する米国政府当局の見通しにあおられたものであった。これに連れて、石油産業側には、急速に拡大していく海外市場への米国の輸出力が失われることの懸念が生じつた。この当時、米国は世界の原油生産量の65%を占め、世界最大の石油輸出国であった。しかし、海外資源確保を早くから指向していたヨーロッパ系 Majors の BP と Shell は、1920年代初頭には、ベネズエラ、インドネシアなど海外油田地帯の掌握をほぼ終り、その海外市場における立場は、国内資源の枯渇が危惧される米国系企業よりも著しく強化されようとしており、しかも彼らは後発の米系企業のこれら地域への進出をさまざまな制限を設けて妨害しようとした。

英國、オランダ政府の自国企業優先の植民政策により、米国の権益が、これらの豊富な資源から排除されつつあることに国民の関心と怒りが高まっていた。さらに Shell の子会社が米国内で原油生産を開始したことによってその不満は一層強まった。

こうした英蘭系企業による海外資源独占の動きは、米国内の原油資源が涸渇することの不安とむすびついて、米国の海外資源への関心を高めた。米国企業は従来の海外資源への無関心な態度から一変して、中東、ラテンアメリカで開発されつつある潜在的に豊富な原油埋蔵の分け前を求めて国務省の強力な支援の下に海外へ乗り出して行った。

中東ではイランの石油利権は BP の手中に完全に收められていたが、他の地域では全く事情が異なっていた。イラクなどの新らたに発見された中東石油埋蔵への利権をめぐって各国は激しく争っていた。イラクの石油利権は、第1次大戦前には英、オランダ、ドイツが、トルコ石油会社を通じて所有していた（イラクは当時、オットマントルコ帝国の属領の一つであった）が、戦後はオットマントルコ帝国が解体し、トルコ石油会社の旧ドイツ利権が失なわれ、イラクの利権は英、オランダ、フランスの手に落ちた¹⁾。

米国企業が海外に資源を求めて進出しこそしたその時期に、三国によるイラク利権の独占が成立したことが契機となって、英米政府間に長期の白熱した外交交渉が開始された。

イラク利権を入手することを望む Exxon の意向などに動かされて、米国務省は“門戸開放”政策を旗印に、英国政府との激しい外交戦を積極的に行なった。“門戸開放”はイラクの大きな資源に参入するための均等な機会を米国企業

に対して確保するためのスローガンであった。そして 1922 年に BP がイラクの利権参加について Exxon と交渉することに応じたので、米英政府間の石油問題をめぐる外交上の争いは一応結着をみたが、民間ベースに移されたこの交渉は米国側からは Exxon, Mobil, Gulf などが参加してさらに 6 年間に亘って続けられた。

イラク利権への参加交渉がこのように長期にわたり難航した最大の原因は、英米勢力の拡大を怖れたフランスが利権競争を制限する提案をしたのに対し、米系会社は“門戸開放”政策をイラクへの参加の不可欠の条件であると主張して譲らなかったことにあった。“門戸開放”政策は、米系会社にとって中東で利権を得ることの自由を無制限に保証するためのものであった。しかし、フランスの提案は、イラク利権に参加する会社が中東の広い地域（旧オットマントルコ帝国領土内）における自由な利権獲得の制限を意図するものであった。米国務省によって強力に支援された米系企業は、無条件でイラク利権へ参加することを要求して、積極的な競争を意味する“門戸開放”を強く主張した。しかし後述するように、世界の石油状勢は間もなく過剰供給へと移行し始めたので、Majors の関心は“門戸開放”よりも世界的な石油の生産抑制と市場での競争回避へと向っていった。

1.2 供給不足から供給過剰へ

米系企業のイラク利権への参加交渉が開始された 1922 年から、それが結着に近づいた 1927 年までの間に、石油情勢は急速に変化していく。1921 年をピークとして減少の一途を辿っ

1) 1920 年の San Remo 協定といわれる英仏秘密協定によって、フランスはイラクにおける旧ドイツ利権を手に入れた。この協定のテキストは、たとえば、Davenport and Cooke: *The Oil Trust and Anglo-American Relations*, 1923 MacMillan (Hyperion Reprint Edition 1976), p. 201 以下に収録されている。

ていた米国の原油確認埋蔵量は、東部テキサス、オクラホマの油田発見などによって、1925年から大幅な増加を示した。また1918年には世界原油生産量の70%強を占めた米国の生産量は1921年に61.6%にまで落ちたが、これを底として米国の世界生産量に占める割合は回復しはじめた。国外でもベネズエラ、ルーマニアなどで生産が増大し、ソビエト政権下のロシア原油もこの頃から急速に生産量を伸ばしはじめた。1922年当時に流布した原油資源潤渦のおそれとは全く逆に、1927年には供給過剰が懸念されるに至った。

供給不足から供給過剰へと石油情勢が移行するにつれて米系Majorsは中東原油資源の開発競争とそのための“門戸開放”政策に対して関心と熱意を失い、従来とは全く正反対の目標をめざして動きはじめた。それは、外国原油の生産を相互に抑制することと、世界石油市場におけるシェア競争を抑制することとの二点であった。これらの互いに補完しあう二つの目的のためにMajorsは1928年から第2次大戦に至る10年間、努力を続けた。

1928年にMajorsは相互の利益保護と相互防衛のための“不可侵条約”ともいべき一連の協定をつくり上げた。これらの1928年の諸協定は国際石油カルテルという巨大な超国家的システムの基礎をなし、その権力と政策は国境をこえ、政治的、法律的な障害を超えて、半世紀に亘り機能しつづけてきた。

同年に、イラク利権への米国の参加が永年の交渉の結果、ようやく実現し、BP、Shell、Exxon、Mobil等は共同会社Iraq Petroleum Company(IPCと略す)を新たに発足させた²⁾。四大Majorsは新しい原油供給源を共同で支配するために、はじめて共同所有会社において結合し

た。“赤線”協定の名で知られているこの共同取り決めは、こうした一地域内の原油生産を調整することを通して、新らたに登場しつつあった国際石油カルテルの一環を担うことになった。

1.3 “赤線”協定

1928年7月31日に、BP、Shell、米国系会社等は“赤線”協定を結んでこれを実施に移した。協定は形の上では、イラク利権を所有する共同会社IPCとその親会社との間の関係をとりきめるものであったが、協定条文の大半は、IPCの親会社間の相互関係に関するものであった。

IPCの株主構成は、

BP	各 23.75%
Shell	
Compagnie Francaise des Petroles	
米国系会社	
Gulbenkian 氏	5 %

であった。

米国系会社は当初、Exxon、Mobil、Gulf Oil Corporationの3社であった。しかし1934年にGulfはその持分をExxon、Mobilに譲渡したので米系会社の持分は両社で等分されることになった。協定は、IPCの株主である構成メンバー各社が、旧オットマン帝国領土内で発見され生産された石油を共同で所有し持分に応じて分配することをきめている。“赤線”協定という呼び名は、会談の席で、地図の上に旧オットマン帝国領土を示すために描かれた赤線にちなんだものである。それはイラクのみでなくサ

2) 発足当時、この共同会社はまだトルコ石油会社とよばれたが、1929年にイラク石油会社(IPC)と改称された。ここでは繁雑さを避けるため後者を用いる。

ウジアラビア、アラビア半島の諸小国、シリア、レバノン、ヨルダン、イスラエル、トルコを含んだが、バーレンと英國支配下のイラン、クエートは赤線区域から除かれた。“赤線”協定はIPCのメンバー会社がこの巨大な地域内で利権獲得から生産、精製にいたるすべての面で競争することを不可能にするような制限条項を含むことによって、各社を縛ることになった³⁾。

競争の防止がこの協定の唯一の目的であった。それは米国がこれまで固執してきた本来の門戸開放の原則に明らかに相反するものであった。米系会社が参加する門戸は直ちに閉ざされて、それ以降は、生産される石油は親会社が共同してコントロールし、相互間の競争は排除されることになった。IPC協定すなわち“赤線”協定の下では、石油の生産と配分はすべて共同会社(IPC)を通して行なわれ、株主パートナーに原価に近い価格(原価にトン当1シリングのマージンを加えた価格)で引取られるのである。

国際石油産業において最大企業であるBP、Shell、Exxonの3社は、このようにして中東での石油利権を獲得する競争を全面的に中止した。そして2カ月後にはこの三大Majorsは、国際石油カルテルの根幹となる“現状維持(As Is)”協定を結んで、世界市場を共同で統制するための巨大なシステムづくりに一步踏み出した。三社はこの後、国際カルテルの主導メンバーとして石油市場の安定という目的のために共同行動をすることになった。

“赤線”協定はカルテルの主導メンバー3社が中東の石油資源獲得において抜けがけを行なうことを相互牽制し抑えることに成功した。しかしそれは同時に全く意図せざる別の結果を生み出すことになった。すなわち、サウジアラビ

ア、バーレン等の中東における主要な原油資源が、これら3社が相互規制し合っている間に、アウトサイダーの手に落ちてしまったことである。そして、このことが第二次大戦後のカルテル再構築のさいの最大の問題点となるのである。

2 国際石油カルテルの原型としての“現状維持”協定

2.1 協定の成立

“赤線”協定そのものは、中東地域以外におけるMajors間の競争の制限に直接ふれるものでなかったので、全世界の石油市場での過当競争を終結させるのには十分ではなかった。同じ1928年9月——“赤線”協定の締結後、2カ月足らずの時点で、BP、Shell、Exxonの三大MajorsはAchnacarry協定または“現状維持(As Is)”協定として知られる包括的なカルテル協定を結んだ。それは、第二次大戦前における全世界の原油生産から製品販売に至るMajorsのコントロールを意図するものであった。

“現状維持”協定が結ばれる直接の契機となったのは、1927年にインド市場をめぐって生じたShellとMobilの価格戦争であった。インドにおける局地的な価格戦争はたちまち、米国、さらにイギリスへと飛火し、全世界に拡がった。

Shellの所有資産は革命直後の1918年にソ連政府により接収されていたが、20年代に入ってもShellとMobilはロシア石油を引き続き購入し、それをインドなどの市場で販売してい

3) Staff Report to Federal Trade Commission, *The International Petroleum Cartel*, 82nd Congress, 2nd Session, Committee Print No. 6, 1952 諏訪良二訳「国際石油カルテル」石油評論社(以下「FTC報告」として引用) p. 89 を参照せよ。

た。しかし Shell は、ソ連政府との接收資産の補償交渉が実を結ばないことへの報復措置としてロシヤ石油のボイコットを決め、Mobil に同調を求めた。ロシヤ原油に代る十分な供給源をすでに持っていた Shell と異なり、Mobil はインド市場にとっての有利な原油供給源をもたなかつた。そのインド市場での競争力を失うことを見た Mobil は Shell の申入れを拒否し、ロシヤ石油をインド市場に引きつづき持ち込んだ。これに対する報復として Shell が値下げをしたことから、価格戦争が開始された。やがて Shell は米国市場に価格戦争をもち込み、Mobil もイギリス市場での販路拡大で対抗した。こうして全世界の主要市場において、すべての Majors は破壊的な競争にまき込まれ、大きな損失を被るに至った。こうしてすべての当事者にとって、価格戦争の終結と世界市場の安定が共通の課題となつたのである。

BP, Shell, Exxon は平和が回復した後の世界市場の秩序づくりのために中心的な役割を果した。各社の代表は会合を重ね、実際に市場統制のためのカルテル機構を設けることを前提として、そのための一般原則と手続きについての取り決めを作成する努力をした。国際石油カルテルの憲章ともいべき“現状維持”協定はこうして作られた。

1928年9月7日に、Shell の会長 Sir Henri Deterding が彼の別荘である Achnacarry 城に、BP 会長の Sir John Cadman, Exxon 社長 Walter C. Teagle を招いて開かれた三者会談において、協定は最終的に承諾された。“現状維持”協定または Achnacarry 協定の名で知られているこの文書は、“共同管理団体 (Pool Association)” という表題をもち、署名の代りに日付のみが付されている秘密協定であった

(この協定のテキストは、米国上院多国籍小委員会の手で、1975年にはじめて公開された⁴⁾)。

2.2 國際石油市場管理の原理

Achnacarry 協定の目的は当事者である三大 Majors が共同行動を行なうことによって、世界市場の安定を計ることであった。市場を安定させることができ何故必要であるかについて協定の序文は次のように述べている。

“過当競争は今日の極端な過剰生産を引き起し、世界全体の閉鎖原油生産量は、実際に消費に向けられる原油生産量のほぼ 60% に達している。他の事業分野においても、過当競争は同様な結果を引き起している。精製および販売設備に対して過大な投資が行なわれたために、今や利用可能な設備は、現在の世界の消費量を効率的に処理するに必要な水準をはるかに上廻っていることは明瞭である。

各大手企業はこれまで、自身の過剰生産を取り除くよう試み、また他社の犠牲の下に、その販売量を増加させようとしてきた。その結果は、建設的というよりはむしろ破壊的といえる競争をもたらし、操業費用の大幅な上昇をもたらした。……

石油産業は近年、公共の利益のためにそれに課せられる負担と責任を引き継ぎ将来も遂行しうるほどに充分な投資収益を得ておらず、また現在の状況が変えられない限りそうすることは不可能と思われる。”⁵⁾

このような事態を招いた過当競争の根源を断

4) *Multinational Corporations and United States Foreign Policy*, Hearings before the Subcommittee on Multinational Corporations of the Committee on Foreign Relations, US Senate, 93rd Congress 2nd Session on Multinational Petroleum Companies and Foreign Policy. (以下 MNC Hearings として引用) Part 8, p. 35

5) *MNC Hearings Part 8*, p. 35

ち、産業の新らしい秩序をつくるための諸原則とそれを実行するための政策と手続を“Achnacarry”協定は取り決めている。

それは、市場を数量と価格の両面から統制することを定め、その統制を実行するためのカルテル団体（Association）を設立することを定めている。すなわち数量については、単に販売数量をめぐるシェア拡大競争を直接的に制限するのみでなく、さらに遡って生産設備の利用とそれへの投資を統制することを通じて過当競争をその根源において防止することが取り決められ、また価格面では世界共通のカルテル管理価格の決定方式の基本が定められた。ここに、われわれは、国際石油カルテルの原型を見出すことができる。協定において確立された市場支配の原理は、さまざまの時代環境において姿をかえながら、国際石油産業の歴史の中で展開されていくのである。以下においてわれわれは“現状維持”協定において取りきめられた諸点を分析し、カルテルによる市場コントロールの原理を明らかにしよう。

“現状維持”協定は序文に統いて、一般原則を述べた部分とそれを実行するための政策と手続を述べた部分の二つから成り立っている。

（I 原則）第一の部分は、世界市場を永続的に安定させるという共通目的を達成するために欠くことのできないいくつかの原則を述べており、協定の参加メンバーである三大 Majors による市場支配の構想の大綱がここに示されている。

ここで色濃く出ているのは“現状維持”的考え方、すなわち各社の勢力圏を 1928 年における現状のままで固定すべきであるという考え方である。

原則の第 1 番目に、Majors 3 社は、市場に

おける各社のシェアを互いに認め合い、かつその比率に応じて将来の需要増加分を分け合うことを確認している。この原則を実施するためには、各社が市場において販売することのできる数量を割当てる割当数量（Quota）制度が定められ、メンバー会社間で市場が分割されることになった。

過当競争が再発することを避けるため、協定は第 2 の原則として、既存の生産設備をメンバー間で共同使用することを定め、これによって新規建設を抑制する効果をねらった。さらに新規設備への投資は需要増大をもっとも効率的に充たすためのものに限って行ない、重複投資を避けることを併せて原則として掲げている。

以上の努力にも拘わらずある地域において過剰生産が生じた場合には、生産を閉鎖するか、または競争価格で販売することを原則とし、安値販売を避けるべきであることを協定は明確な方針として示している。以上述べた原則は主として数量のコントロールによって過当競争を避け、市場の安定化を計ることを内容としていた。価格に関連しては、“生産地の地理的条件の利点を保持すると同時に均質の製品はすべての積出地で同一価格とすること”および“市場への供給はもっとも近い生産地から行なうこと”的二点が述べられている。

これらの項目は、後半部で説明される新しい管理価格の決定方式である Gulf Plus 方式の基本を示唆するものである。

Gulf Plus 方式を軸にした価格面のコントロールについては、政策と手続を述べた協定の後半部分において、より具体的に取り決められている。

（II 政策と手続）Achnacarry 協定の後半部分は、割当数量制度とその運営および国際的

カルテルの価格統制の基本をなす Gulf Plus 方式を主として扱っている。

この部分の最初に、この取り決めが適用される範囲は、米国への輸出を除くすべての石油および石油製品の輸出であるとされている。協定の範囲から米国の国内市場を除くことを明記しているのは、カルテルの活動が米国の反トラスト法に触れることを一切避けようと意図したからである。しかしながら、米国市場を全く除外したのでは、協定の目的とする世界市場の安定はあり得ない。事実、米国の輸出についても、次節で述べるように“現状維持”原則にしたがわせるための政策が、Achnacarry 協定成立直後から、計画され実施された。

次に、協定はカルテル活動の二本の重要な柱である割当数量（Quota）制度および世界的カルテル統制価格すなわち Gulf Plus 価格について規定している。

企業間のシェア競争を制限し、市場の数量面の統制を行なうために、協定メンバーの勢力圏を現状で維持するという原則が立てられたことはすでに述べたとおりである。この原則を実施するための方法として割当数量制が設けられた。それは、1928年現在の市場における取引量の各社の占有率を基準として割当量を決定したものである。この比率は各製品毎に、全世界と各国の市場について算出され、これを用いて各社の全世界における販売量が、1年毎に割当てられる。各社はこの割当数量を維持することが義務づけられるが、“現状維持”さるべき市場シェアは 1928 年当時のものであった。

また、協定は、全世界市場の各社のシェアを維持する上で、各国市場の需要成長率が異なる場合に生じる食い違いを調整したり過少供給者と過剰供給者との間の割当量を調整する方式に

ついて立入って規定している。参加メンバー 3 社の全販売数量をどのようにして決めるかは、協定そのものの中では定められていないが、市場における総数量をきめることは、協定を実施し運営する上で欠くことのできない事項であり、このデリケートな仕事を遂行することはカルテル運営のために各社代表から組織される団体（Association）に委ねられた。しばしば“現状維持（As Is）”委員会とよばれるこの共同管理団体は、需要動向、販売に関する情報をとらえ、需給の調整を行なうという日常活動を通して、これを行なった。

価格の統制はカルテルにおけるもう一方の柱である。Achnacarry 協定においては、Gulf Plus 方式という新しい価格システムが設定されたが、この方式は、世界の石油価格を高い水準で維持し、かつカルテルメンバーには有利な差別価格をもたらすという二つの特質をもっていた。

Gulf Plus 方式において、世界のすべての消費市場における石油価格は、米国のメキシコ湾岸を唯一の基準地点とし、（1）米国湾岸の標準石油価格および（2）米国湾岸から消費市場までの標準運賃を加えた額で決定される。すなわち、世界のすべての石油商品はその実際の生産地がどこであっても、あたかも米国で生産され米国湾岸から積出されたものと仮定して、価格が付けられるというものである。Gulf Plus 価格は、最大の石油輸出国であった米国の石油価格を世界の市場価格の基準にするというものであった。しかし米国石油の生産費は当時の世界的水準からみてもすでに高いものであり、したがってこの方式は、割高な米国石油を基準に世界価格を決めるという意味から、世界価格を吊り上げる効果をもった。こうしてカルテルに

よって作られた世界共通の価格形成方式は、各國市場に同一方式できめられた石油価格を付与することになった。それは米国湾岸価格を唯一の基準としているので、しばしば“单一基準地点方式”とよばれている。

Gulf Plus 価格のもう一つの特質は、それがカルテル外部への引渡し価格である点にある。カルテル内部の取引については別の価格が用いられる。それは取引される石油の実際の各輸出地を基準地点とし、(1) 基準価格としての米国湾岸価格に、(2) 各輸出地から各輸入地への標準運賃を加えた額を引渡し価格とするものである。これは、米国湾岸価格を基準とする点では Gulf Plus 方式と等しいが、輸入地での CIF 価格に含まれる運賃経費の計算では、両者は異なっている。カルテル内部の取引については、実際の輸出港から輸入地迄の標準運賃が適用されるが、アウトサイダーとの取引においては実際の輸出地とは関わりなく米国湾岸から輸入地までの運賃が適用される。

しかも、カルテルメンバーは、“輸送における最適効率と経済を確保する目的から、供給はもっとも近接した生産地から行なう”ことに同意しており、そのためにメンバー同士が互いに供給交換を行なうことを取りきめている。もしこの取りきめの通りに供給が行なわれたならば、アウトサイダーは割高の架空運賃 (Phantom rate) を支払うことになる。すなわち、ある消費地に近接した生産地をもつカルテルメンバーが、同じ市場にいるカルテルメンバーとアウトサイダーの各々に石油を供給すると仮定する。カルテルメンバーは近接した生産地からの実際の運賃を支払い、アウトサイダーは米国湾岸からの架空運賃を支払うことになる。最短の実際輸送距離を反映した運賃と架空運賃との差

はそのまま、カルテル内部とアウトサイダーの支払う石油価格差となり、いわゆる差別価格を生むことになる。多くの場合、この価格差はカルテル内部のものに有利に作用し、メンバー会社に追加利潤をもたらした。

これらのすべての石油価格の基準となった米国湾岸価格は、業界誌 *Platt's Oilgram* に掲載される建値 (Posted Price、公示価格ともいいう) であって、Price Leader である Exxon が市況にもとづいて価格を付けるものであったといわれる。

Gulf Plus 価格にみられる基準地点による価格づけの方式は、第二次大戦後においても、基準点が米国の他に中東が追加されたりしながら存続した。

以上で述べた、割当数量 (Quota) 制および Gulf Plus 価格が、“現状維持”協定においてとりきめられた市場安定策のすべてである。これらを支えるための広範なカルテル活動を運営する機関として、協定は各社代表から組織される共同管理団体（以下“現状維持”委員会とよぶ）の設立とその機能を定めている。“現状維持”委員会は、割当数量を維持するために必要な諸活動を行なう中枢機関として、各社の関係を調整し、需要の状況を把握するとともに、各社に販売数量を割当て、効率的に輸送が行なわれるよう管理する。また、協定にしたがってカルテル価格を決定するために必要な作業もこの“現状維持”委員会において行なわれることが決められている。このように“現状維持”委員会は Achnacarry 協定を実施するためのすべての活動をとりしきる機関として明確に位置づけられることになった。

このようにして Achnacarry 協定は全世界的な規模で実施されることになったが、カルテル

を運営していく上での必要に応じて、さらに詳細な内容をもつ実施協定や各国市場の実情に合わせた地域協定が数多く締結された。

Achnacarry 協定は、カルテルの展開の中でついに立帰るべき憲章としての意味をもっていた。また、割当数量制等をとおして地域市場を統制する目的で各国に地域カルテルが作られることになったが、“現状維持”委員会はこれらを統合する最高機関としての活動も行なった。

2.3 米国石油輸出の統制

“現状維持”協定は前述したように米国への輸出をその統制範囲から除外していた。米国は大消費市場であると同時に最大の石油輸出国であったので、世界市場への影響から考えるとその石油輸出は世界市場の安定にとって重要な意味をもっていた。

当時、米国の石油需給もすでに供給過剰的局面に入っており、1920 年代初頭の供給不足の局面において“門戸開放”政策を政府に要求した石油産業は、一転して、石油資源保存という名目で生産を統制する運動を政府の協力の下に展開はじめた。

石油業者の団体である、米国石油協会 (American Petroleum Institute) の積極的な活動は、“現状維持”協定の成立と前後して開始された。協会はその内部に「石油と同製品の世界生産・消費に関する委員会」を置いて資源保存のための需給計画を検討はじめた。

1929 年 3 月には米国石油協会は最初の統制計画を発表し、将来の米国内原油生産を 1928 年の水準に保つことを提案した。この提案において、基準年が“現状維持”協定と同じ 1928 年におかれたことは、両者の密接な関係を示唆するものとして注目される。米国石油協会の提案は国内生産を 1928 年の水準に抑えることを

勧告しているが、もしこれが厳格に守られるならば、輸出に向けられる過剰生産が生じる余地はなくなるであろう。こうした資源保存のための統制計画は、反トラスト法のために“現状維持”協定から除かれた米国市場の統制を行なうとともに、世界市場におけるカルテル運営を妨げる怖れのある米国からの輸出増加を制限することをねらっており、“現状維持”協定を補足しその実施をたすける意図をもって作られたことは明らかである。

連邦政府も陸海軍、内務、商務の各長官から構成される連邦石油資源保存会議による報告を発表し、米国内の石油資源の大きな減耗を防ぐために大量の輸入を行なうことを勧告して、業界の動きと歩調を合せた。

さらに米国からの石油輸出を直接的に統制する試みも併せて行なわれた。それはスタンダード石油輸出会社および輸出石油組合 (Export Petroleum Association, Inc.) の結成であり、いずれも法律で認められた合法的な輸出カルテルであった⁶⁾。

“現状維持”協定からカ 3 月後の 1928 年 11 月末に設立されたスタンダード石油輸出会社は、Exxon グループのみで構成され、Exxon グループの主な子会社の輸出貿易を集中管理するものであった。輸出会社は親会社 (Exxon) の締結した“現状維持”協定を実施する上で必要な活動を行なった。それは、自社の輸出版売を通して直接行なわれると同時に、同社設立直後に結成された輸出石油組合を通して行なうこと

6) 1918 年輸出取引法は、第 2 条において、輸出取引のためのみにする結合組織 (association) の設立、その行為、その行う契約を反トラスト法の適用除外とすることを定めている。FTC, “Webb-Pomerene Associations: A 50-Year Review”, 1967 (Hearings before the subcommittee on Antitrust and Monopoly of the Senate Committee on the Judiciary, 90th Cong., 1st Sess. p. 288)

とが期待された。

輸出石油組合は、スタンダード石油輸出会社を中心に米国会社 17 社から構成されていた。その中には、海外活動を行なう米系会社 5 社と Shell の米国籍子会社が含まれていた。組合の中には、輸出価格委員会、割当委員会および価格と割当を除くすべての事項を扱う一般委員会が置かれた。組合の加入会社は、輸出貿易に関する価格、輸出割当、その他一切について、それぞれの委員会の統制を受けることになっていた。組合の委員会は輸出のすべての重要事項に関して決定する権限を付与されたが、その決定は加入会社代表の全員一致によって行なわれるものとされていた。輸出の価格や割当数量に関して各社の利害を完全に一致させることは困難であり、組合の活動は全員一致の原則と相まって妨げられがちであった。組合は、多くの独立業者を加入させる課題を解決できず、組織も未整備のまま（たとえば組合の会長は一度も選任されなかった）、発足後 2 年足らずで、活動を停止せざるを得なかった。こうして、当時、最も重要な石油供給地であった米国の輸出統制組織が崩壊した。しかし危惧されたような無秩序な過当競争は製品市場において再発しなかった。すでに三大 Majors は、“現状維持”原則にそって協調してヨーロッパを中心に製品市場の組織化を着々と進めていた。カルテル主導メンバーは、米国の輸出統制失敗後に、世界的なカルテル体制を一層強化するためにその手直しを行ない、統制管理組織を整えていった。

他方、米国では輸出石油組合の活動停止以後、ふたたび輸出を統制する試みは行なわれなかつた。しかし国内では深刻な生産過剰を解消するため、石油業界は政府の協力の下に 1935 年に国内原油の生産割当制度を発足させ、これ

によって市況を回復安定させることに成功した。この制度は、石油資源保存という一般的な目標の名の下に価格安定のための生産調整を行なうものであったが、その割当は精巧で複雑な機構を通して実施された。すなわちそれは連邦政府の内務省と産油州政府の協力にもとづいて行なわれるもので、その基本的方法は（1）内務省は毎月の原油需要の予測を準備し、（2）各州はこれにもとづいてそれぞれの総生産量を決定し、各油田に割当てるというものであった。この活動を協力して行なうために、連邦政府の参加の下に、産油諸州は州際石油協約（Interstates Oil Compact）を結んだ。

米国原油の生産割当制の発足は、国際的カルテル秩序にとって決定的な意味をもった。これまで、市場の安定を妨げてきた最大の難問が解決され、消費地における製品市場のほぼ完全な統制と相まって、戦前の国際石油産業秩序はここに完成の域に達した。同時に、この時に発足した生産割当制は今日まで継続され、米国の石油産業におけるもっとも基本的な制度の一つとして定着していくことになった。

3 戦前カルテルの展開

3.1 石油生産統制への努力

カルテル主導メンバーは、1928 年以降、Achnacarry 協定を実施に移すための活動に入っていた。その活動において原油資源の支配は、製品市場の統制とならんで重視された。しかし戦前においては、主導メンバーによる原油資源の掌握はまだ十分でなく Majors は市場の安定のために製品販売市場にまで下って統制することに大きな努力を注がなければならなかつた。しかし、市場における供給数量を、その源である原油生産にまで遡って統制し得るなら

ば、製品市場の安定を容易に行ないうることは明らかであり、戦前においてもその努力は、Majors によって一方で絶えず続けられていた。

中東では、すでに“赤線”協定により三大 Majors を中心にイラク資源の共同支配が IPC を通して成立し、イラン・クエート以外の中東全域の原油資源獲得や生産面での相互間の競争が一切中止された。また、イランの原油生産は BP によって完全に管理されており、さらにクエートでも 1933 年に BP と当時アウトサイダーであった Gulf との間で利権を共同所有するための協定が結ばれ、BP は Gulf からクエート石油を用いて既存の BP 市場で販路拡大は行なわないという約束を得て、クエート石油の供給を“現状維持”原則の枠組の内にくみ入れた。

西半球でも、ベネズエラに石油利権をもつ Gulf の 100% 子会社、Mene Grande Oil Co. が Exxon, Shell と協定を結び、Exxon, Shell は Mene Grande の権益と資産の 25% づつを所有することになった。同社は形式的には依然、Gulf の 100% 子会社であったが、その権益、資産は事実上三社で共有され、また Exxon, Shell は生産された原油を実質的に原価で引取ることができる点で、このケースはイラクなどにおける共同所有会社と異なるところはなかった。

こうしてカルテル主導メンバーによる原油資源共同支配は進展していったものの、ルーマニア、ソ連、米国等、その支配の十分に及ばない重要な資源がなおいくつか存在していた。米国では多くの独立業者が原油生産を行なっており、ルーマニアでもヨーロッパ系の中小資本や地元業者の生産が一定の割合を占めていた。ソ

連政権下のロシア石油を含め、これら各国からの石油供給をコントロールすることは、製品市場とりわけヨーロッパの製品市場を安定させる上で重要な意味をもっていた。

米国では上述したように、1928 年の Achnacarry 協定成立後直ちに輸出統制が試みられたが、それは二年足らずで中止され失敗に終った。そして 1935 年に国内原油の生産割当制度が成立する迄の期間、“現状維持”体制は米国から主要製品市場への石油供給の流れを調整する効果的な手段をもたなかつた。

他方、ヨーロッパの有力な産油国であったルーマニアにおいても 1929 年に、ほとんどすべての業者が参加する最初の生産協定が結ばれた。これは Achnacarry 協定における“現状維持”原則をルーマニアに適用したものであつて、これによって、ルーマニアにおいても石油生産量が割当てられ、米国湾岸価格にもとづいて決められる価格で輸出取引が行なわれることになった。しかし 1930 年に、米国の輸出石油組合が活動中止となり、その輸出価格が一時的に著しい低下を示したことにより影響されて、ルーマニアの生産割当は失敗に帰し、カルテルから脱退する会社が相次ぎ、ルーマニアの生産カルテルは早くも崩壊した。

米国とルーマニアの原油生産カルテルに失敗した Majors は製品市場の統制へと向い、1930 年に Majors は現状維持原則をヨーロッパに適用するための指針を定めた協定「ヨーロッパ市場覚書」を結んだ。またそれにもとづいて、ヨーロッパ諸国では地域協定が相次いで成立した。他方これと併行して、ルーマニアの生産カルテルを再建する努力はその後も、Shell を中心にして続けられ、1932 年にルーマニアの石油問題に関する協定が新たに成立した。その

発表に際して、協定の目的が、ヨーロッパ市場の状態を改善することにあり、参加各社がそれぞれの“輸出上の相対的地位を相互に尊重しあうこと”がその安定に必要であることが強調された。再建された生産カルテルにおいても、依然として生産割当を行なうこととカルテル管理価格を守ることがその中心課題であった。

ルーマニアの新カルテルは、すでにヨーロッパを中心と整備されつつあった地域市場の統制体制を補完し、その運営を容易にするという新たなる役割をもつことになった。

「ルーマニアの石油は、消費諸国における割当および価格協定を遵守することに賛同し、それにより統制されている販売会社に対して、もっとも確実に仕向けられなければならぬ。」⁷⁾

ルーマニア協定の主な目的が以上のようなものであったことは、その性格をよく示している。

この協定は 1932 年 7 月に成立した後も、米国の価格が低落したことに深刻な影響を受けた。ルーマニアの生産業者は米国の価格が安定するまで統制に協力することを拒んだので、協定の実施は長期間にわたり中止されることになった。ルーマニア協定が実施に移され、“現状維持”体制の中で機能はじめると、米国において生産制限の見通しが立ち、価格が回復する時期まで待たねばならなかった。

戦前の国際石油産業において、カルテル主導メンバーは潜在的なものを含む中東や南米の原油資源を共同支配しながらも、主要な石油供給地であった米国やルーマニアでは多くのアウトサイダーが操業を行なっているため、その生産統制を行なう上で多くの困難に直面した。そして、1935 年に米国石油の生産割当制度が実施

されることにより、戦前カルテルの石油生産の統制は一応完成されることになった。

3.2 製品市場を中心とした戦前カルテルの展開

Achnacarry 協定を実施に移すための三大 Majors による努力は、当時世界最大の産油国であった米国の生産・輸出を統制することから始ったが、戦前の国際カルテルの活動の重点は次第に製品市場の統制に移っていった。石油生産を統制する努力を一方で続けながら、カルテル主導メンバーは消費諸国において地域的製品販売協定を作り上げるという、基礎工事を続けた。それは全世界にわたる統制を樹立するために Majors が選んだより現実的な方法であった。

1930 年に三大 Majors によって取り組みられた“ヨーロッパ市場覚書 (Memorandum for European Market)”は地域的製品市場を統制する努力の第一歩であった。それは“現状維持”原則に沿った形で地域市場の販売協定を作成するためのガイドラインとなる協定であり、Achnacarry 協定の実施に関する具体的な取り組みであった⁸⁾。それ以後も同じ性格をもつ 2 つの協定が、それぞれ時期の問題に応じて取り決められた。すなわち 1932 年末の“販売協定の諸項目 (Heads of Agreement for Distribution)”および 1934 年の“諸原則の覚書草案 (Draft Memorandum of Principles)”である。これら 2 つの協定は、その適用範囲をヨーロッパから（米国を除く）全世界に拡大しているが、いずれも、地域的協定が従うべき原則を述べたもので、戦前カルテルの管理システムと

7) 「FTC 報告」、証言訳 p. 274

8) 1930 年の“ヨーロッパ市場覚書”とそれに続く 2 つのとり組みのテキストは、MNC Hearings Part. 8 p. 39 以下に収録されている。

その運営の具体的な内容が取り決められている。

1932 年の協定は、米国輸出統制体制が崩壊した後に生じたカルテル統制の混乱とその建直しの経験にもとづいて、作られたものであり、1934 年協定は、New Deal 政策等の発足により米国の生産統制の試みが新局面を迎えた時期にとりきめられたもので、それまでの経験を集大成した戦前カルテル協定の決定版というべきものであった。

これらの協定において取りきめられた戦前の国際石油カルテルの組織とその運営のあり方を以下にまとめて示すことにしよう。

戦前の国際カルテルを支える基本的な活動は、地域的製品市場カルテルのそれであった。地域カルテルは、各国別にそこで営業を行なう有力なアウトサイダーを組入れながら三大 Majors を中心に結成されるので各々の地域的カルテルの実際上の管理と運営の大部分は地方カルテルを構成する各社代表者に委ねられた。彼らの任務は、地方的販売協定の各参加メンバー会社の割当数量を決定し、それを維持することが主体となっていた。それは次のようなものであった。(1) 基準年およびそれ以後の各年の割当数量(quota)を設定すること、(2) 参加メンバーの取引量とアウトサイダーの行なった取引量の推計に関する統計を交換するため、定期的に(たとえば 2 週間毎に)会合すること、(3) 顧客の交換またはメンバー間の製品の交換などを行なうことによって、各メンバーの割当量を調整し、維持すること等。

また、各メンバーはその割当数量を上回わる取引をアウトサイダーの犠牲において行なうことは許されるが、他のカルテル・メンバーの犠牲で行なうこととは禁止されており、これを行な

った超過取引者から罰金を取ることになっていた。地方カルテルは、このような超過取引に対する罰金を決定し、徴集した罰金を過少取引者に配分することになっていた。その他地方カルテルは販売価格と販売条件を決定する権限を与えられていた。それは定期的な会合を通じて、つねに新しい情報を入手すると共に、情報を活用して最善の成果を得るために最大限に協力しあうことが義務づけられていた。アウトサイダーの加盟はメンバー全員の賛成を必要としたが、価格はカルテル運営の多くの経験からシェアに応じて保有する投票権にもとづき、多数決で決定されることになっていた。これらすべての地方カルテルの活動は、“現状維持”原則を実施に移すためのガイドラインとしての諸協定に従って行なわれるべきものであり、それはカルテルの中央組織により統括され、管理されるものであった。

カルテルの中央組織は、Achnacarry 協定によって発足して以後、次第に整備され、1932 年協定において示されたものは次のようなものであった。

“現状維持”原則は、米国以外の世界の各国における供給および販売に適用されるものであったが、(1) 供給の“現状維持”はニューヨーク “現状維持”委員会(As Is Committee)が処理し、(2) 販売の“現状維持”はロンドン “現状維持”委員会が処理するものとされた。(3) これらの主な執行組織の活動は“現状維持”中央事務局(Central “As Is” Secretariat)を通じて統括され、(4) “現状維持”中央委員会(Central “As Is” Committee)は協定の地方への適用や原則に関する紛争を解決し、石油産業における状況の変化によって生じる諸問題に適合したルールを決めることが義務

づけられた⁹⁾。

各国別の地方カルテルを基礎とし、全世界の市場を支配する中央組織を頂点にして構成された超国家的カルテル体制において、中央組織に参加するのは、BP, Shell, Exxon の主導 3 社のみであった。しかし地方カルテルには、各国で営業活動を行なう有力な石油会社も出来る限り多く組込まれた。もっとも完全に整備された 1934 年協定において、カルテル主導メンバーとアウトサイダーとの関係は明確に示されている。1934 年協定はそれ以後全世界で結ばれる地方カルテル協定のための指針となるものであったが、この「諸原則の覚書草案」の作成に参加し、署名したのは主導メンバー 3 社に限られた。そしてこの協定は極秘文書として扱われ、これを 3 社以外の地方カルテルの参加者に示したり、あるいはその内容について検討することは、「現状維持」中央委員会の許可がない限り、禁止された。そして各地方協定は、「覚書」の示す指針に沿って結ぶべきであるが、形式的には、それぞれは別個のものであるとされている。すなわち、指針を与えてこれを知っているのは主導メンバーのみであり、アウトサイダーはこれに従って地方的協定に参加するだけに限られることになる。ここに、国際カルテルにおける Majors のリーダーシップの強さと、アウトサイダーへの支配力の大きさを見ることができるであろう。こうして市場統制の網は全世界に張りめぐらされたのであり、それは米国司法省の発表に示されるように「われわれの証拠は、ヨーロッパ、南米地域を中心とする世界の 50 カ国における“割当数量表 (Quota Sheet)”を含んでいる」¹⁰⁾といわれる程度に進んでいった。

こうして、1930 年代中頃には、国際石油カ

ルテルによる世界の石油市場の統制は完成の域に達した。そして第二次大戦によりその全面的な活動は中断されたとはいえ、その間も主導三社間で“緊急事態協定に関する覚書草案”(Draft Memorandum of Emergency Agreements, 1939 年 9 月) が結ばれ、既存の諸協定を可能な限り維持することが確認され、製品市場における地方的カルテルはヨーロッパ等の英米同盟諸国において活動を続けていた。

戦後の国際石油カルテルは世界の石油供給源として登場する中東石油資源を共同所有することに支えられて、いっそう強力な支配力をもつて至った。その中で米系 Majors の地位は著しく強くなり、Exxon を中心とする戦後国際石油産業の運営は、国際政治とくに米国の対外政策と密着した形で展開することになった。

(はつかで よしろう
技術経済研究部)

9) 「FTC 報告」、証言証 p. 285。なお「現状維持」中央事務局はロンドン「現状維持」委員会の決定によりロンドンに置かれた。その仕事は、「現状維持」を管理するために必要な統計資料を収集保管すること、二つの主要な執行委員会（ロンドンとニューヨークの委員会）の行なった決議を記録し、回付することなどのサービス機能としてのものであったとされている。

ニューヨーク委員会は 1931 年に、カルテル主導 3 社に、Gulf, Mobil (当時 Socony), Texaco (当時 Texas Co.), Atlantic Richfield Co. (当時 Atlantic Refining Co. および Sinclair Oil Corporation) を加えて、結成され、またロンドン委員会の機能は中央委員会によって遂行されたことが司法省の訴状によって明らかにされている (Committee Print, *The International Petroleum Cartel, the Iranian Consortium and U. S. National Security*, Prepared for the use of Subcommittee on Multinational Corporations of the Committee on Foreign Relations, US Senate. Feb. 1974 p. 39~40)。

10) MNC Hearings, Part, 8, p. 66